別紙

令和８年度岡山県認可外保育施設設備等支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、この要綱で定める事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象）

第２条　この補助金は、次の事業及び実施主体を交付の対象とする。

（１）　「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業）（令和７年度補正予算分）の実施について」（令和７年 12 月 26 日付け、こ成保第 693 号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業）（令和７年度補正予算分）実施要綱」（以下、この号において「国実施要綱」という。）の３（６）に規定する「認可外保育施設における機器の導入」。

実施主体は、岡山県（岡山市及び倉敷市を除く。）に所在する認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。国、県又は市町村が普通会計で設置し運営する施設を除く。県から本事業の補助を受けたことがある施設を除く。児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の２に基づく届出を行っている施設に限る。国実施要綱３（６）イ（イ）の事業を実施する場合にあっては、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和６年３月 29 日付こ成保第 218 号こども家庭庁成育局長通知）に定める証明書の交付を受けている又は交付予定の施設に限る。）の設置者又は運営者とする。

（２）　「認可保育所等設置支援等事業の実施について」（令和５年４月 19 日付け、こ成保第 15 号こども家庭庁成育局長通知）の別添５「保育環境改善等事業実施要綱」の３（２）④イに規定する「ＩＣＴを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業」（認可外保育施設を対象とするものに限る。）。

実施主体は、岡山県（岡山市及び倉敷市を除く。）に所在する認可外保育施設（国、県又は市町村が普通会計で設置し運営する施設を除く。県から本事業の補助を受けてから 10 年を経過していない施設を除く。児童福祉法第 59 条の２に基づく届出を行っている施設に限る。）の設置者又は運営者とする。

（３）　「認可保育所等設置支援等事業の実施について」（令和５年４月 19 日付け、こ成保第 15 号こども家庭庁成育局長通知）の別添５「保育環境改善等事業実施要綱」の３（２）④ウに規定する「性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業」（認可外保育施設を対象とするものに限る。）。

実施主体は、岡山県（岡山市及び倉敷市を除く。）に所在する認可外保育施設（国、県又は市町村が普通会計で設置し運営する施設を除く。県から本事業の補助を受けてから 10 年を経過していない施設を除く。児童福祉法第 59 条の２に基づく届出を行っている施設に限る。）の設置者又は運営者とする。

（交付額の算定方法）

第３条　この補助金の交付額は、別表第１欄の種目ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された施設ごとの額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）　施設ごとに、第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額を比較

して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）　（１）により選定された額に第４欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（交付の申請）

第４条　この補助金の交付を受けようとする者は、別紙様式第１号による交付申請書を、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第５条　規則第６条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（１）　事業の内容を変更する場合（変更内容が補助対象事業費の増減であって、次条第２項に定める場合を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。

（２）　事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（３）　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）　事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（５）　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（６）　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（７）　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、別紙様式第４号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（８）　この補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第 14 条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（変更承認申請）

第６条　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙様式第２号による変更承認申請書を、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

２　規則第 10 条ただし書に規定する知事が定める軽易な変更は、交付決定額の 20 パーセント以内の減とする。

（申請の取下げ）

第７条　規則第８条第１項の規定による交付の申請の取下げをすることができる期間は、規則第５条に規定する交付の決定の通知を受領した日から起算して 20 日以内とする。

（実績報告）

第８条　規則第 13 条第１項の規定による事業実績報告書の様式は、 別紙様式第３号のとおりとし、提出期限は､事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の３月３１日のいずれか早い日とする。

（その他）

第９条　本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月２日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表

１　種目	２　基準額	３　対象経費	４ 補助率
第２条（１）の事業（認可外保育施設における機器の導入）	認可外保育施設１施設当たり 200,000 円	事業を実施するために必要な機器の導入費（運搬費、設置・据え付け費を含む。）	３／４
第２条（２）の事業（ＩＣＴを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業）	認可外保育施設１施設当たり 200,000 円	事業を実施するために必要な機器の購入費（運搬費を含む。）	３／４
第２条（３）の事業（性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業）	認可外保育施設１施設当たり 100,000 円	事業を実施するために必要な設備等の導入費（運搬費、設置・据え付け費を含む。）	３／４